

平成22年度「手づくり郷土賞」応募要領

国土交通省

1. 「手づくり郷土賞」とは

全国各地において、その地域固有の自然や歴史、伝統、文化や地場産業等を貴重な資源として再認識し積極的に利活用した、魅力ある地域づくりの成功例が多く見受けられます。

このような地域の魅力や個性を創出している、良質な社会資本及びそれと関わりを持つ優れた地域活動を一体の成果として発掘・評価し、「手づくり郷土賞」として表彰することにより、好事例を広く紹介し、個性的で魅力ある郷土づくりに向けた取組が進むことを目指しています。

「手づくり郷土賞」は昭和61年度に創設され、平成22年度で25回目の開催となる国土交通大臣表彰です。

2. 表彰内容

地域の魅力を創出している、良質な社会資本及びそれと関わりのある優れた地域活動を一体的に表彰する「手づくり郷土賞（一般部門）」、これまでに受賞したもののうち、なお一層の活動の充実が行われるなど地域づくりに貢献しているものを表彰する「手づくり郷土賞（大賞部門）」の2部門にて実施します。

なお、受賞した成果については、応募団体に認定証が授与されます。また、選定された好事例は、ホームページなどを通じて広く全国に紹介する予定です。

3. 応募について

1) 応募団体

社会資本を管理する地方公共団体（都道府県、市区町村）、又は社会資本を有効活用し地域づくり等に取り組む活動団体が、単体もしくは共同で応募するものとします。

2) 応募部門

手づくり郷土賞（一般部門）は、地域の魅力や個性を創出している、社会資本及びそれと関わりのある地域活動が一体となった成果（以下、単に「成果」という）を対象とします。

手づくり郷土賞（大賞部門）は、これまでに「手づくり郷土賞」を受賞した社会資本又は社会資本と関わりのある活動を含む成果（たとえば、これまでに受賞した社会資本又は社会資本と関わりのある活動を含み内容が更に充実している成果、これまでに受賞した社会資本又は社会資本と関わりのある活動を核とした周辺エリアを含む成果など）を対象とします。

3) 応募方法

応募資料（応募用紙、参考資料及び自己PR映像）を、募集期間内に提出してください。なお、提出は「6. 応募資料提出先」へ願います。

応募用紙は、国土交通省ホームページよりダウンロードできます。ご利用ください。

URL: <http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/te dukuri/entry/index.html>

4) 応募対象外となるもの

次の事項に該当する場合には、手づくり郷土賞^{ふるさと}の対象外となりますので、ご注意ください。

- ①社会資本の整備、維持管理、利活用等と関わりが認められない活動
- ②行政機関が主導している活動
- ③活動期間が3年未満の活動（※活動期間は、組織の立ち上げや会議開催等ではなく、成果に直結する実質的な活動開始からカウント）
- ④地域社会、地域住民への貢献が認められない活動
- ⑤これまでに、全国規模で行われている同様趣旨の他の表彰を受けている場合は、当時の表彰内容と今回の応募内容が同一のもの（内容の発展が認められれば可）

5) スケジュール（予定）

募集開始（平成22年 7月30日）

募集締め切り（平成22年 9月24日）

応募資料は各地方整備局等にて応募要件のチェックを行った後、国土交通本省へ提出されます。
応募の対象とならないものがあつた場合は、その旨応募団体へ通知いたします。

選定委員会による選定（平成22年11月）

選定結果の公表（平成22年12月）

認定証授与式（平成22年12月以降）

4. 選定について

1) 選定の流れ

応募資料をもとに、学識者等からなる「手づくり郷土賞^{ふるさと}」選定委員会による厳正な審査を行います。

2) 選定対象

次の要件を満たすものが「手づくり郷土賞^{ふるさと}」として選定されます。

【手づくり郷土賞^{ふるさと}（一般部門）】

次の①及び②の要件を満たし、他の地域のモデルとなり得るもの。

- ① 地域の自然的・社会的条件等を踏まえた創意・工夫のもと、社会資本が整備・維持管理・利活用等されていること。
（例えば、評価するイメージは以下のとおり。
 - ・里の原風景を残し、環境学習・景観学習が出来るような整備がされている。
 - ・点在する自然・歴史・文化空間をネットワーク化した、回遊ルートが形成されている。
 - ・地域の歴史文化を継承する場として、街並みが保全・利活用されている。
 - ・世代間の交流を促進するよう、使い勝手を考慮した工夫が凝らされている。
 - ・社会資本自身が地域資源として定着し利活用されている。
 - ・地域のシンボルとなる施設や歴史・文化・特産物などを核とした賑わい創出が地域活動により図られている。 など）
- ② 社会資本を有効活用し、地域の魅力の向上のための創意・工夫が行われており、公益性を有すること。

(例えば、評価するイメージは以下のとおり。

- ・コミュニティの育成、交流空間を創造している。
- ・郷土愛の醸成、環境や景観の次世代への継承を目指している。
- ・身近な社会基盤を見つめ直し、活かし、豊かな暮らしにつなげている。
- ・地域づくりの起爆剤になっている。住民と行政の連携を促している。
- ・計画的な事業実施のための資金獲得の工夫が行われ、住民が主体となって関係者を巻き込んだ活動となっている。 など)

【手づくり郷土賞（大賞部門）】

「手づくり郷土賞」を受賞した後、なお一層の活動の充実が行われるなど、個性的で魅力的な地域の実現に寄与し、他の地域のモデルとなり得るもの。

(例えば、評価するイメージは以下のとおり。

- ・地域づくりの成功事例の継続的な展開・進展により、新たな好事例を生んでいる。
- ・地域資源の地道な継承活動や新たな試みの付加により、地域の魅力が観光資源として認められ定着している。
- ・整備をきっかけに生まれた住民の交流が、住民主体によるまちづくりの気運を高め、行政協働のまちづくりに発展している。
- ・地域づくり活動が新たな産業を創出するなど地域振興へ寄与している。 など)

3) 選定のポイント

審査を行う上での選定のポイントは以下のとおりです。

- ①社会資本の整備・維持管理・利活用にあたっての創意・工夫
(地域特性を踏まえた整備・維持管理上の工夫、地域資源としての育成・活用 等)
 - ②地域活動における創意・工夫、取組の独創性
(新しい発想、住民自ら考え工夫を凝らした取組 等)
 - ③地域づくりへの成果及び波及効果
(地域への思いに富んだ取組、地域づくりの枠を越えた効果 等)
 - ④今後の活動の継続性・発展性
(住民が長く活動を続けられる仕組み、周囲を広く巻き込む工夫 等)
 - ⑤他の参考となるような先進性・先導性
 - ⑥その他 (上記以外の特に優れた内容)
- 上記に加え、大賞部門においては以下のポイントも重視します。
- ⑦社会資本の地域への定着状況
(地域のシンボルとして広く認識されている、多くの地域住民が日常的に活用 等)
 - ⑧活動の継続状況
(規模を広げながら着実に継続している 等)
 - ⑨活動の発展状況
(新たな取組を創出している、他地域へ波及している 等)

4) 表彰

選定された成果については、各地方整備局等を通じて認定証の授与を応募団体に対して行う予定です。

5. その他応募にあたっての留意事項

- 応募資料提出後、担当窓口等から内容の問合せを行う場合がございます。
- 応募資料は原則返却いたしません。返却が必要な資料については、その旨明記下さい。
- 添付する写真について
 - ・写真は評価の上で非常に重要な判断材料となります。応募資料に写真を添付される場合には、写真貼付箇所に強調したい点のコメントを載せて下さい。その際、「手づくり郷土賞」の趣旨に鑑み、なるべく無人の写真ではなく利活用状況が分かる写真を添付して下さい。
 - ・写真の内容については、第三者の肖像権、プライバシー等を侵害することのないよう十分気をつけて下さい。また、選定された場合は、受賞団体の公表時や、冊子、ホームページ等の受賞団体紹介等で使用する場合がありますこと、事前にご了承願います。

6. 応募資料提出先

別添参照

7. 問い合わせ先（担当窓口）

中国地方整備局 企画部 広域計画課 地方計画係

〒730-8530 広島市中区上八丁堀 6 - 3 0

TEL : 082-511-6120

別 添

応募資料提出先

	事務所名	窓口	〒番号	住所	電話番号
本局	中国地方整備局企画部	広域計画課	〒730-8530	広島市中区上八丁堀6-30	(082)511-6120(直通)
事務所	鳥取河川国道事務所	調査設計課	〒680-0803	鳥取県鳥取市田園町4-400	(0857)22-8435(代表)
	倉吉河川国道事務所	調査設計第二課	〒682-0018	鳥取県倉吉市福庭町1-18	(0858)26-6221(代表)
	日野川河川事務所	調査・品質確保課	〒689-3537	米子市古豊千678	(0859)27-5484(代表)
	殿ダム工事事務所	調査・品質確保課	〒680-0151	鳥取市国府町宮下1221	(0857)29-9570(代表)
	浜田河川国道事務所	調査設計課	〒697-0034	浜田市相生町3973	(0855)22-2480(代表)
	出雲河川事務所	計画課	〒693-0023	出雲市塩冶有原町5-1	(0853)21-1850(代表)
	斐伊川・神戸川総合開発工事事務所	調査・品質確保課	〒693-0015	出雲市大津朝倉3-5-3	(0853)21-1650(代表)
	松江国道事務所	調査設計課	〒690-0017	松江市西津田2-6-28	(0852)60-1345(直通)
	岡山河川事務所	調査設計課	〒700-0914	岡山市北区鹿田町2-4-36	(086)223-5101(代表)
	岡山国道事務所	計画課	〒700-8539	岡山市北区富町2-19-12	(086)214-2220(代表)
	福山河川国道事務所	調査設計第二課	〒720-0031	福山市三吉町4-4-13	(084)923-2620(代表)
	三次河川国道事務所	調査設計課	〒728-0011	三次市十日市西6-2-1	(0824)63-4121(代表)
	太田川河川事務所	計画課	〒730-0013	広島市中区八丁堀3-20	(082)221-2436(代表)
	広島国道事務所	計画課	〒734-0022	広島県広島市南区東雲2-13-28	(082)281-4131(代表)
	山口河川国道事務所	計画課	〒747-8585	防府市国衙1-10-20	(0835)22-1785(代表)
	苦田ダム管理所	管理係	〒708-0433	岡山県苦田郡鏡野町久田下原1592-4	(0868)52-2151(代表)
	土師ダム管理所	管理係	〒731-0301	安芸高田市八千代町土師369-24	(0826)52-2455(代表)
	弥栄ダム管理所	管理係	〒739-0627	大竹市小方町小方813-1	(0827)57-3135(代表)
	八田原ダム管理所	管理係	〒729-3301	広島県世羅郡世羅町大字小谷字苦谷山1100-1	(0847)24-0490(代表)
	温井ダム管理所	管理係	〒731-3501	広島県山県郡安芸太田町大字加計1956-2	(0826)22-1501(代表)
	中国技術事務所	防災・技術課	〒736-0082	広島市安芸区船越南2-8-1	(082)822-2340(代表)
	岡山営繕事務所	技術課	〒700-0984	岡山市北区桑田町1-36	(086)223-2271(代表)
	境港湾・空港整備事務所	工務課	〒684-0034	境港市昭和町9	(0859)42-3145(代表)
	宇野港湾事務所	総務課	〒706-0002	岡山県玉野市築港1-1-3	(0863)33-5006(代表)
	広島港湾・空港整備事務所	企画調整課	〒734-0011	広島市南区宇品海岸3-10-28	(082)254-6411(代表)
	宇部港湾事務所	企画調整課	〒759-0204	宇部市大字妻崎開作32-1	(0836)45-2570(代表)
広島港湾・空港技術調査事務所	調査課	〒730-0029	広島市中区三川町2-10	(082)545-7015(代表)	